

別記様式

警備業~~探偵業~~行政処分簿

被 処 分 者	認定証 届出証明書 番号	第95000008号
	氏名又は名称	第一警備保障株式会社
	代表者の氏名	新留 昇
	主たる営業所の所在地	宮崎県宮崎市阿波岐原町前田2669番地2
	処分に係る営業所の名称及び所在地	第一警備保障株式会社鹿屋営業所 鹿児島県鹿屋市串良町細山田5280番地26
処分年月日		平成31年4月11日（木）
処分内容		指示
処分理由 根拠法令		【処分理由】 法定の除外事由がないのに、業として他社が受注した交通誘導警備業務の現場に自社の警備員を派遣し、同社の指揮命令の下に交通誘導警備業務に従事させ、もって労働者派遣事業をおこなったもの 【根拠法令】 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反 同法第4条第1項第3号
処分を行った公安委員会		鹿児島県公安委員会